平成16年3月1日規則第4号

改正

平成21年2月27日規則第7号 平成27年12月28日規則第43号 平成30年4月1日規則第12号の2 令和3年4月1日規則第11号

東かがわ市児童障害者福祉年金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東かがわ市児童障害者福祉年金条例(平成15年東かがわ市条例第83号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続等)

- 第2条 条例第7条第1項の規定により、年金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、東かがわ市児童障害者福祉年金支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 この場合において、市長は、必要とする書類の提出又は提示を求めることができるものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定のうえ、申請者に対し東かがわ市児童障害者福祉年金支給決定(変更)通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を交付するものとする。

(年金の支払等)

- **第3条** 年金は、当該年度分を年度末に支払うものとする。ただし、支給すべき事由が消滅した場合における年金は、随時払いとして、支払うことができるものとする。
- 2 年金は、原則として金融機関への口座振込みにより支払うものとする。 (現況届)
- 第4条 年金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、毎年市長の指定した期間に東かがわ市児童障害者福祉年金現況届書(様式第3号。以下「現況届書」という。)により市長に届け出しなければならない。ただし、現況届出書に掲げる項目の事実を公簿等によって確認することができるとき、かつ、年金の受給内容に変更が生じていないときは、現況届出書の届け出を省略することができる。
- 2 前項の規定による基準日は、毎年3月1日とする。

(変更届)

- 第5条 受給者は、条例第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は年金の受給内容に変更が生じたときは、東かがわ市児童障害者福祉年金変更届書(様式第4号)により市長に届け出しなければならない。
- 2 前項の届出により、年金の支給額が変更したときは、決定通知書により受給者に変更通知するものとする。

(受給者台帳)

第6条 市長は、年金の支給について受給者に係る東かがわ市児童障害者福祉年金受給者台帳(様式第5号)を備えて置かなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成21年2月27日規則第7号)

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

**附 則** (平成27年12月28日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用 することができる。

附 則 (平成30年4月1日規則第12号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略